

令和4年8月19日

保護者 各位

青森県立むつ養護学校
校長 小笠原 雅 和

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応の一部変更について

残暑の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、青森県教育委員会より通知があり、児童生徒が体調不良等の場合の対応について、下記のとおり一部変更となりました。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 対 応

【変更なし】

- ・ 普段と異なる体調の場合は登校を控え、医療機関の受診をご検討ください。
- ・ 検査で陰性と診断された場合等であっても、症状がなくなってから48時間以上経過した後、登校が可能となります。（ワクチン接種後の副反応も同様です。）

【変更あり】

- ・ 陽性判明者との※接触者は、最終接触日の翌日から **5日間出席停止** となり、症状がなければ **6日目から登校可能** です。（**2日目、3日目に検査で陰性** が確認された場合は **3日目から登校** できます。）

（注）抗原定性検査キットは「**体外診断用医薬品**」を使用すること。

※接触者：

- ・ マスクを着用していても手の届く距離で15分以上会話をした者
- ・ 会話を伴って一緒に食事をした者
- ・ マスクを着用していても呼気が荒くなるような運動を共にした者

（注）接触者の定義は出席停止とする者を特定するための基準として県教委が独自に設定したもので、保健所が特定する「濃厚接触者」とは異なります。

2 その他

判断に迷う場合は、学校へご連絡ください。

担当 教頭 越 膳 一 也
TEL 0175-26-2210